

千葉県告示 第565号

千葉県自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年千葉県条例第9号）第15条の規定により、保管期間を経過し、引取りのない自転車等を次のとおり処分するので告示します。

令和元年6月27日

千葉市長

熊谷俊人

1 移動・保管した日および処分にかかる自転車等  
別紙のとおり

2 処分台数

373 台

(内訳)

処分告示文書用集計表

撤	去	日	自転車	原付	合計
平成31年4月18日	移動・保管分		12	0	12
平成31年4月24日	移動・保管分		13	0	13
平成31年4月25日	移動・保管分		29	0	29
平成31年4月26日	移動・保管分		2	0	2
平成31年5月7日	移動・保管分		28	0	28
平成31年5月8日	移動・保管分		33	0	33
平成31年5月9日	移動・保管分		14	0	14
平成31年5月10日	移動・保管分		15	0	15
平成31年5月11日	移動・保管分		22	0	22
平成31年5月14日	移動・保管分		25	0	25
平成31年5月15日	移動・保管分		31	0	31
平成31年5月16日	移動・保管分		7	0	7
平成31年5月17日	移動・保管分		15	0	15
平成31年5月18日	移動・保管分		25	0	25
平成31年5月21日	移動・保管分		6	0	6
平成31年5月22日	移動・保管分		29	0	29
平成31年5月23日	移動・保管分		23	0	23
平成31年5月24日	移動・保管分		18	0	18
平成31年5月25日	移動・保管分		25	1	26
合計			372	1	373